出雲市　介護保険の しおり

介護保険は、齢を とって 心や 体が 弱ったり、病気・ケガの ために 介護が 必要に なったときに、本人が 生活しやすいように お手伝いを したり、本人が また 元の 生活に 戻れる ように リハビリテーション などの 手助けを する 仕組みです。

介護保険を 使えば、老人ホームなど への 入所や、昼間だけ 施設に 通って 介護して もらう「デイサービス」などの サービスが 受けられます。

介護保険は、介護で つらい 思いを している 家族を、社会が 応援する 仕組みです。家族が本人を 見離したり、人まかせに したり する こと では ありません。施設に 行ったり する ことは 本人に とって 抵抗が ある かも しれませんが、行って みると 人が 変わった ように生き生きと される 方も います。

介護サービスを 受ける こと は、決して 恥ずかしい こと では ありません。家族だけで悩まず、まずは 市役所 または 高齢者あんしん支援センター へ ご相談 ください。

なお、日本語での 会話が 難しい 場合は、事前に 市役所 または 高齢者あんしん支援センターに ご連絡 いただければ、市役所に いる 通訳が 対応します（この 場合、通訳の 業務の 都合に よっては、すぐには 対応できない ことが あります)。

市外局番は「０８５３」です。

出雲市役所（高齢者福祉課 介護認定係）　２１－６９７１

高齢者あんしん支援センター	＜出雲地域＞２５－０７０７	＜平田地域＞６３－８２００
	＜佐田地域＞８４－００１９	＜多伎地域＞８６－７１２２
	＜湖陵地域＞４３－７６１１	＜大社地域＞５３－３２３２
	＜斐川地域＞７３－９１２５	

介護保険の サービスが 利用できる 方に ついては　⇒　２ページを ご覧ください。

介護保険で 利用できる サービスに ついては　⇒　３ページを ご覧ください。
介護保険サービスの 利用者の 負担に ついては　⇒　３ページを ご覧ください。

介護保険料に ついては　⇒　４ページを ご覧ください。

介護保険の サービスが 利用できる 方

介護保険サービスを 利用する には、「要介護の 認定」が 必要です。

介護保険サービスを 利用できる のは、出雲市に 住民票が ある ６５歳 以上の 方のうち、要介護の 認定を 受けた 方（介護が 必要で ある と 市が 認めた 方）のみ です。（なお、４０歳 以上 ６５歳 未満の 方で あっても、老化に 伴う 特定の 病気に より 介護が 必要に なった 時に、要介護の 認定が 受けられる 場合が あります。）

介護が 必要な 度合いを 「要介護度」と いい、７つの 段階に 分かれて います。それらの 段階に 応じて、利用できる サービスの 回数や 内容などが 変わります。

＜要介護度の ７つの 段階＞

①要支援１
②要支援２
③要介護１
④要介護２
⑤要介護３
⑥要介護４
⑦要介護５

①から ⑦へ 近づく ほど、サービスに 使える 金額が 増えて いきます。

介護度は、次の ように して 決まります。

（１）調査員が 本人の いる 自宅や 病院などに 行き、体や 心の 状態を 調べます。
※この時、ご家族などに 立会いを お願いします。

（２）本人が かかって おられる 病院の 医師から、市が 意見書を 取り寄せます。
※医師が 意見書を 書く ために、本人に 受診して いただくことが 必要に なる 場合が あります。

（３）（１）の 調査結果と （２）の 意見書を もとに、介護認定を 審査する 機関（介護認定審査会）が 要介護度を 決めます。
※体や 心の 状態が よい 方に ついては、介護の 必要が ない と 判断される 場合が あります。この 場合、介護保険の サービスは 使えません。

介護保険で 利用できる サービス

介護保険で 利用できる 主な サービスは、次の とおりです。

在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが ご家庭を 訪問し、入浴や 排せつ などの お世話や、調理・洗濯・掃除などの 生活援助を します。

通所介護（デイサービス）

介護施設に 通い、入浴や 食事の 提供や 機能訓練 などを 受けます。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護施設に 通い、専門家に よる リハビリテーション などを 受けます。

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護施設に 短期間 入所し、介護や 日常生活の お世話を 受けます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護施設に 短期間 入所し、介護や リハビリテーションを 受けます。

福祉用具の 貸出

車いす、電動ベッド、歩行器 などの 福祉用具を 借り受けます。

※用具に よっては、介護度の 低い 方は 利用できない 場合が あります。

住宅を 改修する 費用の 支給

自宅に 手すりを 取り付けたり、段差を なくしたり する ための 費用の 一部を 支給します。

施設サービス

自宅で 生活する ことが 難しい 方が 介護保険施設に 入って 介護サービスを 受けます。

※要支援１ または 要支援２と 認定された 方は 利用できません。

利用者負担は １割（または ２割・３割）です

介護サービスを 利用したら、原則として かかった 費用の １割を、利用者に 負担して いただきます。（利用者に 一定 以上の 所得が ある 場合は、２割 または ３割の 負担を いただく 場合が あります。）

なお、１か月の 利用者負担が 一定の 額を 超える 場合は、市役所から 負担額の 一部の 払い戻しを 受けられる 場合が あります。

介護保険は、みなさんの 介護保険料 など により 支えられています

65歳 以上の 方の 介護保険料

介護保険料（２０２４年度～２０２６年度）の 金額は １３段階に 分かれており、本人や家族の 所得などに 応じて 決まります。

段　階	保険料（１年間の金額）
第１段階	２１，４０９円
第２段階	３３，８０４円
第３段階	５１，４５７円
第４段階	６７，６０８円
第５段階	７５，１２０円
第６段階	９０，１４４円
第７段階	９７，６５６円
第８段階	１１２，６８０円
第９段階	１２７，７０４円
第１０段階	１４２，７２８円
第１１段階	１６５，２６４円
第１２段階	１７２，７７６円
第１３段階	１８０，２８８円

保険料は、支給される 年金からの 差し引きや、銀行などへ 納めて いただく などの 方法により 支払って いただきます。

４０歳 から ６４歳 までの 方の 介護保険料

加入している 医療保険の 計算方法に もとづいて 決定され、医療保険料と 一緒に 支払って いただきます。

保険料の 支払いは お忘れなく！

保険料を 支払われないと、介護保険サービスを 受けた 時の 利用者負担が ３割または ４割に 引き上げられる などの 処分が 課される 場合が ありますので、気をつけて ください。

※処分の 内容は、支払いの なかった 期間の 長さに 応じて 決まります。